

## 大阪市南部ブロックにおける シェアサイクル等の利用・普及促進に向けた連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社Luup（以下「乙」という。）は、大阪市内において、公共交通を補完し、安心・安全で利便性の高いシェアサイクル等（自転車等を複数の駐輪スペースとなる一定規模のポート（以下「ポート」という。）において相互に利用できる利便性の高い交通システム）の利用環境を創出するために、「大阪市南部ブロックにおけるシェアサイクル等の利用・普及促進に向けた連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

※本事業における自転車等とは、電動アシスト自転車、一般型自転車及び電動キックボードで、多くの方が利用できる移動に適したものである。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙との間において、大阪・関西万博を見据え、来街者の回遊性向上をめざすとともに、生活圏をともしする区の近隣移動の利便性向上、CO2削減、放置自転車対策、SDGsなど環境対策や健康増進を推進するため、シェアサイクル等の利用・普及促進に向けた協働事業（以下、「本事業」という。）を実施することを目的とする。

### （大阪市南部ブロックの区間連携）

第2条 甲は、生活圏をともしする区の近隣移動の利便性向上をめざし、大阪府中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区（以下「大阪市南部ブロック」という）が連携し本事業を実施し、大阪市生野区長が代表して本協定を締結することとする。なお、本協定により各区が取り組む事業を妨げるものではない。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに双方又はいずれか一方から申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の期間中にかかわらず、解除しようとする1か月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。なお、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の変更)

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、書面をもって本協定の変更を行うことができるものとする。

(適用関係)

第5条 甲及び乙は、甲が協定締結事業者の公募に際し公表し、又は配布した募集要項その他書類や、乙が応募手続において甲に提出した書類及びその他資料等一切の書類に記載された事項が、この協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。

(甲の役割)

第6条 甲の役割は次のとおりとする。

- (1) 甲のホームページ、広報紙や広報板等による、市民等への情報発信
  - (2) 自転車等のルール・マナー等に関する情報を必要に応じて乙に提供
- ※なお、本事業において公共用地におけるポート設置は対象としない。

(乙の役割)

第7条 乙の役割は次のとおりとする。

- (1) 本事業の実施に係る自転車等（以下「本事業車両」という。）のポート設置に必要な許認可等の手続き
- (2) 本事業車両及びポート等の整備・維持管理
- (3) 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、車両の回収・再配置、事故や苦情等の対応・報告等、利用条件等は別途乙が定める利用規約に基づく。）
- (4) ポート近辺の本事業車両に係る違法駐輪対策
- (5) シェアサイクル等利用促進に向けた乙が行う周知及び広報
- (6) 各種データの収集、整理及び甲への提供（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義する「個人情報」は除く）
- (7) 利用者に対するアンケート調査等の実施
- (8) 利用者への自転車等ルール・マナーの普及啓発

(費用負担)

第8条 第7条に規定する乙の業務範囲に属する業務に要する費用及びその他本件協定書により乙の業務とされた事項について要する費用は、全て乙の負担とし、甲は補助金、委託料、負担金など形態の如何を問わず、それらの費用を一切負担しない。

- 2 本事業車両が放置自転車等として撤去・保管された場合の費用は乙の負担とする。
- 3 違法駐輪その他シェアサイクル等の利用者が法令に反する行為を行った場合については、乙の責任において必要な対処をする。

(秘密保持)

- 第9条 本協定に関連して、甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報及び契約書の内容（甲又は乙が各々第三者と締結しているものを含む。）その他本協定に基づく事業に関連する一切の情報を秘密情報として取り扱うものとし、相手方の事前承認なく、第三者に開示してはならないものとする。
- 2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

(関係法令の遵守)

- 第10条 乙は関係法令等に従って、本事業を実施しなければならない。

(裁判管轄)

- 第11条 本協定に関連する紛争については、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(甲の損害賠償義務)

- 第12条 甲はその責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

- 第13条 乙はその責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害の負担)

- 第14条 乙は、本事業の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、利用者への賠償については別途乙が定める利用規約に従うものとする。
- 2 乙が前項の義務を履行しない場合において、甲が当該第三者に対して合理的な範囲内で損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

(個人情報等の保護に関する責務)

第15条 甲及び乙は、本協定の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を順守させるために必要な措置を講じなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 本協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年11月1日

甲 大阪市

大阪市中心区長	稲嶺 一夫
大阪市中心区長	三村 浩也
大阪市中心区長	山口 照美
大阪市中心区長	古川 吉隆
大阪市中心区長	加藤 憲治
大阪市中心区長	幡多 伸子
大阪市中心区長	御栗 一智
大阪市中心区長	筋原 章博
大阪市中心区長	山田 国広
大阪市中心区長	末村 祐子
大阪市中心区長	平澤 宏子
大阪市中心区長	塩屋 幸男
大阪市中心区長	武市 佳代
大阪市中心区長	臣永 正廣

(代表：協定締結者)

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区長 筋原 章博

乙 東京都千代田区神田佐久間町3丁目21番地24

AKIHABARA CENTRAL SQUARE 4階

株式会社Luup

代表取締役 岡井 大輝

## 暴力団等の排除に関する特記事項

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 乙は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、乙は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 乙及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 乙は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 甲及び乙は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

乙及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。